

建設業法に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり許可を取り消した。

令和3年12月16日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 建設業の許可の全部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	管		
(株)アルファー	渡辺 美範	富士吉田市竜ヶ丘1-9-31	山梨県知事許可(般 - 29)第 7206 号	一般	管	令和3年11月1日	令和3年10月26日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	—		

2 建設業の許可の一部を取り消したもの

商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業の種類		取消年月日	処分の原因となった事実
				一般	建大屋タ内		
細田工業所	細田 國夫	韮崎市穂坂町宮久保783-23	山梨県知事許可(般 - 30)第 4021 号	一般	建大屋タ内	令和3年11月22日	令和3年11月16日 付けで建設業を 廃止した旨の届出があった
				特定	—		